

令和2年10月15日

富山県歯科医師会長
各郡市医師会長 様

富山県厚生部医務課長

医療従事者等に対する慰労金及び感染拡大防止対策等に係る支援金の
交付申請について

日頃より、本県の医療行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記につきましては、県から郵送したリーフレット「富山県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）」や県のホームページによりご案内し、10月30日を申請期限として受付を行っているところです。

しかし、未だ申請をいただいていない医療機関も多く、特に慰労金につきましては、対象となる医療従事者等の方から、「自分は慰労金の申請を希望しているのに、医療機関が代理申請をしてくれない」というご意見も届いていることから、改めて事業について周知を図りたいと考えております。

つきましては、ご多用の中、恐れ入りますが、別添について貴会会員への周知にご協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

（事務担当）

〒930-8501 富山市新総曲輪 1-7

富山県厚生部医務課医療政策班 喜多、片岡、京谷

TEL 076-444-3219（直通）

FAX 076-444-3495

e-mail: aimu@pref.toyama.^{エル}lg.jp

令和2年10月15日

医療機関 御中

富山県厚生部医務課長

医療従事者等に対する慰労金及び感染拡大防止対策等に係る支援金の
交付申請について

日頃から、本県の医療行政の推進につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申しあげます。

標記につきましては、県から郵送したリーフレット「富山県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）」や県のホームページによりご案内しているところですが、まだ申請されていない場合は、下記によりお早めに申請いただきますようお願いいたします。

なお、慰労金については、医療機関等を通じた一括での代理申請を基本としていることから、各医療機関等におかれましては、派遣労働者や業務委託を受けて働く従業員を含め、まとめた代理申請にご協力くださりたく、何卒よろしくお願いいたします。

※すでに申請を終えられた機関におかれましては、行き違いとなりますことをご容赦ください。

記

1 対象事業

- (1) 医療従事者等への慰労金交付事業
- (2) 医療機関・薬局等における感染拡大防止支援事業

2 提出方法

県ホームページから申請様式をダウンロードし、申請書を作成のうえ、郵送と併せて、電子メールでの提出をお願いいたします。

【県ホームページ】 富山県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）

http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1204/kj00022331.html

※ インターネット環境等により、申請様式をダウンロードできない場合は、下記の事務局にご相談ください。

3 申請期限

早期に慰労金や支援金を交付するため、申請期限を10月30日（金）としておりますが、期限までの申請が困難な場合は、期限後も当面の間は申請を受け付けます。

4 申請書提出先

郵送先：〒930-0004 富山市桜橋通り2-25 富山第一生命ビルディング6階
富山県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業事務局（医療分）
電子メール：toyama-iryoi@bsec.jp

（事務局 お問い合わせ先）

富山県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業事務局（医療分）

電話：076-471-7466（平日8:30～17:00）

電子メール：toyama-iryoi@bsec.jp

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本件に関して県及び事務局へのご来訪はご遠慮ください。